

要望書提出

2012年7月23日（月）

13:30～

内閣府 藤森雅之

亀山尚史

法務省 刑事局 萩野哲史

刑事局 三谷真貴子

刑事局 小林隼人

矯正局 田中昌伸

矯正局 大茂矢心一

保護局 田島佳代子

保護局 林寛之

◆林より一言あいさつ

◆内閣府より

薬物情勢は高止まりの状況であり、薬物乱用状況が厳しい状態であることは認識している。関係機関・団体が連携を密にして根本的な対策を推進することが必要であると考えている。政府としては、関係省庁において第3次薬物乱用防止五か年戦略及び、加速化プランに沿った取り組みを推進している。

内閣府に置いては、今後も関係省庁と連携を密にするとともに、医療関係者、民間団体とも連携を図りつつ、薬物乱用の根絶に向けた対策の総合的な調整を推進していきたい。本日の要望を重く受け止め、今後も努力していきたい。

☆質疑応答

林：関係省庁との連携がなかなか進展がないように感じる。依存症者の回復に向けて、厚労省がなかなか動いてくれない状態が続いている。内閣府からも働きかけを。

内閣府：海外の取り組みを調査したりして、関係省庁に資料を配布したりしている。再乱用防止に向けて大切なことだと感じているので、対策が進むように関係省庁にもお願いしたいと考えている。

林：犯罪対策閣僚会議の中で、犯罪者を10年間で2割減という目標を掲げたと新聞記事でみた。ぜひ実現を。

内閣府：実現するよう努力します。

小松崎：刑の一部の執行猶予制度の導入を見込んで色々な動きがあると思うが、社会内の受け皿があまりにも少なすぎるという現実がある。例えば、自立準備ホームを利用する場合、生活費に関しては法務省予算で補助が出ても、その間の医療に関してはどこからも補助が得られない。施設側で医療費を建て替える場合もあり、自立準備ホームの運営

を圧迫しかねない。医療費の部分はどこの省庁がみてるのか。現場で起こっている問題点を把握し、そこを落とさずに支援して行くよう、きちんと省庁間の調整をお願いしたい。

内閣府：縦割りと言われるところかもしれないが、そこについては、我々としても各省庁に対応してもらえるように責任をもって連絡して行きたい。

◆法務省

書面で回答があり、口頭で説明を受ける。

以下、書面での回答の内容を記載。

法務省刑事局

要望事項 1

日本の薬物事犯の裁判は形骸化されています。弁護士は減刑を、検事は重罰を、裁判官は型通りの刑を申し渡すだけで、そこには依存症治療につなげる手立てがありません。裁判が依存症治療につなげられる場になるように薬物事犯の裁判のあり方を見直すことを求めます。

(回答)

- 1 刑事裁判は、犯罪の疑いがある場合に、事実の存否を明らかにし、被告人に刑罰を科すべきかどうかを判断し、刑罰を科すべきであるとした場合に適正な刑の量定をするものです。そして、裁判所によって宣告される判決を通じ、犯罪者の再犯防止及び改善更生が期待されています。
- 2 現在、衆議院において継続審議申の「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」（以下「薬物法」という。）は、犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入することなどを内容とするものですが、特に薬物法については、薬物使用等の罪を犯した者について、いわゆる初入者に当たらない者であっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするとともに、その猶予の期間中必要的に保護観察に付することとし、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することにより、再犯防止及び改善更生を促そうとするものであり、当省としては、両法律案の速やかな可決を期待しているところです。

法務省矯正局

要望事項 2

処方薬の過剰投与は刑務所内でも問題になっていると聞き及びます。実態についての調査を求めます。

(回答)

一般に、薬剤の処方内容は、医師が患者を診察した上で、患者の体力、症状、既往歴等様々な事情を考慮して判断するものであり、これは、刑事施設内においても同様です。

したがって、単に薬剤の処方量の多寡のみをもって、一概に過剰処方か否かを判断できるものではないため、そうした調査を行うことは困難であると考えます。

なお、今後とも適切な医療を実施してまいります。

法務省矯正局

要望事項 3

刑務所収容中にミーティングへの参加、薬物依存の進行と回復のメカニズムの学習といった回復への積極的取組について理解を深める機会を十分に与え、釈放後の回復努力につないでいくことを求めます。

(回答)

- 1 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」(平成19年6月「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改称)に基づいて、平成18年5月から、受刑者には、矯正処遇の一つとして改善指導の受講が義務付けられました。
- 2 刑事施設では、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的に指導しています。
- 3 主な指導内容としては、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用の影響、薬物依存からの回復、再使用防止のための方策等を取り上げています。
- 4 指導に当たっては、ダルク等の民間自助団体と連携し、民間自助団体から指導者を招へいするとともに、グループワークの手法を積極的に取り入れて実施しています。
- 5 さらに、受刑者には、出所後も断薬を継続することを目的に、ダルク等の民間自助団体が実施するプログラムへの参加につなげるべく、民間自助団体に関する情報を提供しています。

法務省保護局

要望事項 4

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律に伴い、更生保護法の改正の中で、「薬物依存がある対象者に対しては薬物依存改善に資する医療や、薬物依存改善のプログラムを受けることを指示すること」としていますが、社会の中でその受け皿は十分準備されているとはいえない現状があります。ダルクや自助グループに頼るだけでなく、国が責任をもって必要量を確保して行くことを求めます。

(回答)

御指摘の点も踏まえて、今後とも関係省庁や関係団体との協議等を行いつつ、社会内における薬物依存のある保護観察対象者等の薬物依存改善のために必要な社会資源の確保に努めてまいりたいと思います。

法務省保護局

要望事項5

自立準備ホームの委託費1日約4700円では、生活は出来ても医療まで受けることは出来ません。自立準備ホームの入所者の医療費について国が補助することを求めます。

(回答)

医療費については、当省の所管外となります。

法務省保護局

要望事項6

薬物問題を持つ満期出所の者が、一日も早く社会参加していけるよう、住居等の確保や、回復プログラムを受けられるようなシステムづくりを求めます。

(回答)

- 1 更生保護法では、刑事施設等を満期釈放となった者については、本人の申出に基づき宿泊の供与や金品の貸与などを行うことができる更生緊急保護（注1）を実施しています。
- 2 住居の確保については、更生保護施設において、薬物問題を持つ満期出所の者を含む刑務所出所者等を受け入れているほか、平成23年度からは、緊急的住居確保・自立支援対策(注2)として、NPO法人等に対し、このような者への宿泊場所の提供等を委託しています。
- 3 また、平成24年4月から、ダルクや自助グループ等が行うグループミーティング等に薬物問題を持つ満期釈放者等が参加することを委託する「薬物依存回復訓練」の委託を開始しています。
- 4 今後も、これらの制度を適切に運用することにより、満期釈放者の社会復帰を促進してまいりたいと思います。

(注1) 更生緊急保護

満期釈放者や起訴猶予者等に対し、病気、けが、適当な住居や職業がないなどの事情により改善更生が妨げられるおそれがある、福祉機関等からの援助が直ちに受けられない場合や、その援助だけでは十分でない場合に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講じること。

(注2) 緊急的住居確保・自立支援対策

宿泊場所を保有する NPO 法人等のうち、事業を確実に実施できると認められる事業者を、あらかじめ保護観察所に登録し、当該事業者に対して、宿泊場所、食事の提供及び自立準備支援を委託して、行き場のない刑務所出所者等の受入れ先を確保するもの。

法務省保護局

要望事項7

保護観察所に於いて薬物事犯者の引受人に対して、講習会をより積極的に実施することを求めます。

(回答)

- 1 引受人会・家族会については、これまで一部の保護観察所で実施していたところ、平成23年度から全ての保護観察所において実施しております。
- 2 今後も、関係機関・団体と連携しつつ、その積極的な実施に努めてまいりたいと思います。

※要望事項6の3「薬物依存回復訓練」の委託費は、1回あたり879円。

☆質疑応答

☆要望1について

片山：薬物依存症は病気であるという観点が読み取れなかった。そこに立って裁判のあり方を考えていただきたい。また、政府の犯罪対策閣僚会議で再犯者10年間で2割減という新聞記事（平成24年7月20日毎日新聞）によると、いかに効果的に依存から脱却させるかがカギとあったが、その一つとして、裁判のあり方も考えて欲しい。

刑事局：ご指摘は十分踏まえて対応したいと思う。刑事裁判の限界もあり、有罪か無罪か、有罪であればどの位の罪かということが大前提。その中で、十分我々も依存症からの回復という視点は持ちつつ対応している。そのため、刑の一部猶予制度とい

う法案が上がっているのです。

小松崎：刑の一部の執行猶予制度が始まった時に、裁判官の裁量で決められる。それがどうなるのか、社会内処遇をどうするのかが一番懸念している所。

刑事局：この法律の施行が公布から3年。保護観察の体制や、処遇プログラム等、検察庁でもこれまでと違う体系の刑罰が出るということで事務的なことも踏まえた点で、3年間という長い期間が設定されて、3年間でなんとか間に合わせるといふ趣旨で通常よりも長い期日が設けられた。

保護局：国家公務員の増員は難しい中、3年間の準備期間の中で、関係機関と連携しながら、なるべく現場の負担のないようにしていきたいと考えている。

林：初犯の方を繋げる手立てを、何か裁判の段階から工夫していけないか。栃木県の事業は初犯の人をプログラムに繋げることに力を入れている。なにか仕組み作りを。

刑事局：刑の一部執行猶予制度では、薬物法の場合については、初犯者も初犯者以外も対象になっている。最終的には裁判官の裁量になるが。

☆要望2について

片山：刑務所内での処方薬投与のことで、調査は困難とお考えとのことですが、やはりそこから始めていただきたい。びわこダルクのニュースレターにあった体験談で、6年前に出所した本人が、刑務所で服用していた二十数錠の処方薬を全て断ち、心と体がとても辛かったと書いている。私の娘も、福島刑務所に服役中に書いてきた手紙で、処方薬で頭がぼーっとして薬物依存離脱指導に集中できなかったとあった。現実にそういうことが起こっている。ぜひ、調査をお願いしたい。

矯正局：実際に、その時の症状に合わせて医師の診断で投与しているので、それが多いのか悪いのかをカルテ上から判断するのは難しい。一般的に、刑事施設に入っている受刑者は薬を飲みたがる傾向がある。刑事施設における処方薬は厳格。医療と処遇を連携して本人にとって必要な処遇をしていくのがベストだと考えている。

☆要望3について

横川：ダルクのスタッフが刑務所内のプログラムに関わっていると聞いている。非常に意義は感じているが、報酬がもっとあげられないか？

矯正局：ダルクの方々の手当の面について、近隣にダルクがある地域や遠方からのケースもあり、なかなか大きな額をできないところがある。財務省への予算要求等々努力しているところ。

小松崎：薬物事犯者のどの位の割合がプログラムを受けられているのか？刑務所内で事故を起こしプログラムに参加できないまま、仮釈放を取り消され満期出所するケースなど、社会に出る前にどれだけ薬物を止める動機付けができるかが重要だと考えているが。

矯正局：全員が全員受講できるわけではない。昨年度で約7000人が受講している。講義の中では「あなたたちは依存症ですよ」ということで説明している。さらに、指

導の中で「出所後にダルクに行ってはどうか？」という話も盛り込んでいる。

林：ダルクのミーティング以外の教育的プログラムはどうなっているのか？

矯正局：標準プログラムを通達で出している。それに基づき各施設が実情に応じて回数、時間等を変化をつけて実施している。PFIは民間委託でプログラムを行っている。

☆要望4について

林：一部執行猶予制度の導入に向けて、ダルクには何人ぐらいの対象者を見込んでいるのか？

刑事局：具体的にダルクに何人ぐらいお願いする予定というのは考えていない。

林：社会資源が十分でない。治療共同体をつくるという考えはないのか？

保護局：薬物依存にかかる専門的な施設を社会内で法務省が作るのは難しいと考える。できるところでダルクに協力が頼めればお願いするケースもある。強制的に行かせるという話ではないし、ダルクの希望、本人の希望もある。自立準備ホームでの住居の確保や、通所で薬物依存に関するプログラムをやっているセンターに（まだまだ少ないですが）通っていただくとか、色んなことは考えているが、法務省だけでできる話ではないので、支援を繋げていく仕組みは作っていききたい。

林：通所の場合、家から通うのか？施設から通うのか？

保護局：両方あって良いと思う。家から放すべきの人もいるかとは思いますが、家に帰りたい人もいるので、家に帰るなどまではいえない。個別ケースによる。生活環境調整の中で、薬物についてはどんなプログラムが必要か個々に判断しながら行いたい。

林：私たちとしては、家に帰されるのは困る。家族の力で治療に繋げるのは難しい。家族会では突き放しを勉強している。

保護局：受け皿が足りないというのはおっしゃる通りだと思います。

横川：家族として一番心配なのはその点。うちも出所後、突き放しをされダルクにつながった。お陰でダルクにつながったと言っている。そういう事例はたくさんある。ぜひ受け皿、システムを作っていただきたい。

☆要望5について

保護局：自立準備ホームは緊急的な住居確保対策。地域で住める別の場所を探すために、緊急的に住居をまず確保してそれを足がかりに地域に定着して行きなさいよということで勧めている施策。一般の場合は60日。ダルクの場合は90日で委託期間を決めている。我々としては、自立準備ホームで生活の基盤になる部分はできるだけ手助けして行く。さらにその後、定着して行くということについては、できるだけ他の制度をつかって定着して行けるようにやっている。自立準備ホームの期間に医療費を補助するということについては、生活困窮者について補助するということについては、当省の担当ではないのでできないという回答しかできない。現場の色々な工夫で色々やっていただいていると思うが。

小松崎：同じ質問を厚生労働省への要望にも入れたが、同じような回答をいただいた。そ

れもあって、先ほど内閣府がいたときに医療費の問題をきちんと調整して欲しいと言った。その点について、一番現場に近くて現場の声を聞いているのは保護局だと思う。なんとか現場の声を受け止めていただきたい。

横川：ダルクに入ると利用費が15万円近くかかる。医療費は別途かかる。

奥野：ぜひ、法務省から包括的に考えるようなプログラムみたいな予算立てを考えていただきたいのでよろしくお願いします。

☆要望6について

小松崎：満期出所の方が一番支援の網から漏れてしまう人たち。でも、一番こういう人たちが、住居やプログラムなど手厚い支援が必要。満期出所の人たちが再犯につながらないような手立ては、何か真剣に考えないといけないと思う。そのためのアイデアがあればよろしくお願いします。

横川：ダルクの近藤恒夫さんの講演の中で、満期出所の中には発達障害や何かしらの障害を併存していることが多く、再犯の可能性も高いというようなことを言っていた。そういう人たちがダルクに来て、その後事件を起こした場合、あたかもダルクの問題のように報道等される危険がある。そういう流れがつけられると、ダルクの信頼も壊される。一部猶予の中でそういう問題がさらに起こりかねないという話をしていた。そこも配慮いただきたい。

☆要望7について

片山：平成22年3月の総務省行政評価局の報告によると、保護観察所における引受人会の実施状況は十分ではなかったが、今回の回答によると全部の保護観察所で実施しているとあるので、ありがたく思う。うちの娘の引受人だったときに、引受人会のお知らせは一切なかった。ぜひ、多くの皆さんに講習会を催していただきたい。

保護局：平成23年度から全国の全ての保護観察所で最低1回はやるようになっている。ご案内が行かなかったのは申し訳なく思うが、なるべく多くの方に声をかけるように。ただ、まだ始めたばかりなので、現場にはなるべく地域資源を活用して、ダルク等関係機関と一緒にやるよう働きかけている。地域ネットワークは時間のかかる話ではあると思う。今年は2回ということをお願いしている。

林：保護観察所の所長の荒木氏が薬物依存症に関してのネットワーク作りをしっかりとやられている。所長の権限でやっているのか？ぜひ、全国的に広げて欲しい。

小松崎：補足で、荒木氏が水戸保護観察所にいた時に、関係者の会議を設定してくれて私も参加した。観察所から声かけをして地域の関係者を集めると、県警や検察官、弁護士など、医療やダルクが声かけしてもなかなか参加いただけない方々の参加がある。観察所ごとにネットワークの呼びかけをしてもらおうと、地域の広がり早いという実感はある。